

## 契約書の構成についての考え方（モデル様式）

### 契約書の構成についてのモデル様式

「協働契約のあり方を考える研究会」作成 平成21年3月

#### ①（前文）

当該事業を協働契約という形で実施することを明示する。あわせて、協働契約の性格について説明する。すなわち、横浜コードにある、（１）対等の原則、（２）自主性尊重の原則、（３）自立化の原則、（４）相互理解の原則、（５）目的共有の原則、

（６）公開の原則に基づくものであり、契約条項については、これらの原則に従った解釈をすべきであることを一般的に指摘する。

対等性を示すために、「対等の立場で契約を締結する」といった表現を用いるやり方も考えられるが、こうすると、かえって実質的な行政の優位性を無視して「対等な立場で契約したのだから文句を言うな」といった逆手に取った解釈を生みかねないことから、これらの原則を解釈原理とすることを示すことにより、実質的な対等性を実現するような解釈が要請されるようにした。

#### ②（目的）

実施する事業を明示し、かつ、従来行政が行ってきた業務に市民活動団体を導入するのか、市民活動を行政の中に位置付けて取り入れるのか等、経過と業務の基本的な性格を明記する。また、協働事業とすることで一般市民にどのようなメリットがあるかも示す。

#### ③（事業の内容）

事業内容をより具体的に規定する。費用の具体的内容、期間・スケジュール、実施方法（手法・体制）、全体の予算規模、見込まれる成果などについて基本的な事項を明記する。より具体的な内容は合意書に記載する。

#### ④（事業費の負担）

経費の負担について定める。行政からの支払の額・性質、支払時期、剰余金の返還、利益が上がった場合の処理などを明記する。

#### ⑤（権利の帰属）

事業を通じて発生する権利（著作権など）の帰属について、また、権利の譲渡について規定する。

#### ⑥（報告義務・調査権限）

協働の実を挙げ、必要な場合計画の修正を適時に行い、また、違約行為を早期に知るために、日常的及び緊急時の報告・連絡体制を定める。また、問題が生じた場合の行政の調査権限を定める。

#### ⑦（契約違反の場合の責任）

いずれかが契約上の義務に違反した場合の責任を定める。具体的には、解除、損害賠償請求について。損害賠償については場合により、賠償額の予定を定める。必要により、事情変更による解消、条件変更の定めもおく。

#### ⑧（第三者への損害賠償責任）

第三者に被害を与えた場合の責任の所在を明記する。また、求償関係（例えば第三者には行政が支払い、支払った分を事業者に請求するなど。）について定める。

本来的に行政事務の場合あるいは行政提案型の場合は連帯責任、補助あるいは民間提案型の場合は、民間が責任を負い行政は監督義務違反のときのみか。後者の場合、民間団体自体の賠償能力の確保あるいは保険による手当てが必要となろう。

#### ⑨（情報公開）

透明性確保のため、行政に対し事業内容、事業に関する会計報告全般についての報告義務を負うこと、業務内容に不正が疑われる場合には、当該民間団体本体の事務・会計状態について報告を求めうること、一般に向けた情報公開の義務を負うこと（情報公開条例との整合性を考慮しつつ具体的な公開方法を設ける）を定める。

#### ⑩（個人情報保護）

個人情報保護法および、行政の保有していた個人情報を取扱う場合は市の個人情報保護条例等に準拠した個人情報保護方針を取ること、そこには安全管理とともに、本人開示請求等本人からの権利行使への対応も含むことを定める。

なお、横浜市が現在行っている、画一的に個人情報取扱特記事項を定め誓約書と研修実施報告書を提出させるやり方は、それ自体適切な個人情報保護対策と言えるか疑問であるし、少なくとも協働事業についてはふさわしくない。個別に適切な個人情報保護措置を定めるべきである。

#### ⑪（事業評価への協力）

協働事業については、信頼性を維持し、事業の成果を今後に生かすための評価システムが必要であり、これに対する協力や結果の公表についての了解を得ておく必要がある。また、事業の実施状況や公金の使途に関する監査を受け入れること、事業そのものの問題でなくとも、事業主体に関して事業遂行の適格性を疑われるような問題が生じた場合は、調査に協力することを定める。

\*事業評価のあり方については35ページ以降で論じられているのでここでは深入りしないが、第三者機関により、協働契約としての利点が達成されたかという観点も含めた評価がされるべきである。

#### ⑫（協議条項）

本来不要なはずだが、現実には否定できない。範囲を限定して規定すべきか。（何でも協議で変更できるのなら、契約の意味がない。）

\*協議は本来対等な立場で行われるべきものだが、見解が異なる場合、行政側が優位に立つことは否定できない。そこで、協働契約全般について、協議が整わない場合に裁定する第三者機関を設けてはどうか。

### 合意書の構成についての考え方（モデル様式）

作成 協働契約のあり方を考える研究会 平成21年3月

#### ①（目的）

協働契約書に定めた契約の目的（契約書第1条）を踏まえて、契約履行における基本理念（必要な場合のみ）、契約の具体的内容、履行方法の詳細（役割分担、履行する際の詳細な条件など）、経費（契約書第3条）の請求・支払方法などについて、合意書に定めることを明示する。

#### ②（基本理念）

全ての契約内容の履行に当たり、契約当事者間で意識、共有され、協議、判断の際に遵守、優先されるべき考え方を記載する。

契約の内容に照らし、必要に応じて定める。

#### ③（事業内容）

契約書第2条に定める事業の内容について、（文量的に）契約書に書くことができない具体的事項を定める。

#### ④（履行方法、その他の諸条件）

役割分担を行い、また③事業内容の履行の方法、履行に当たって満たすべき条件を定める。

ここで定める役割分担は、契約履行における契約者双方の基本的立場、役割を明らかにするもので、拘束的役割分担であり、行程・計画的性格の役割分担表とは意味合いを異にする。役割分担表を別途作成すること、またその内容は両者を拘束しないが、履行努力義務を負うことは、ここに規定することとした。

なお、③事業内容と④履行方法については、契約の内容により明確に区分することが難しい場合もあるので、一体的に規定することでも構わない。

#### ⑤（権利の帰属）

契約書第4条の権利の帰属の取り扱いについて、あらかじめ発生が予測できる権利がある場合に、必要に応じてその取り扱いを定める。

#### ⑥（請求・支払方法）

請求方法は、前払い、部分払いの有無、支払時期等により、契約ごとに異なるため、その詳細方法を定める。